

報告第 1 4 号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 8 月 2 7 日報告

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第 8 号

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 15 日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|--|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和 7 年 6 月 27 日 午後 0 時 40 分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市水落町 3 丁目 10 番 6 号 地先 付近 |
| 4 事故の概要 | 相手方が市道・水落東 6 号線上を自家用車で南方向に走行し、
市道・水落東 16 号線との T 字交差点を東方向に左折した際、
やむを得ず市道側溝のグレーチング上を通過したところ、設置
されていたグレーチングが跳ね上がり自家用車を損傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 68,948 円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を 5 のとおりとし、
両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または
訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において物件損害を与えたので、損害賠償および和解をする。